

## 豊中市身体障害者手帳診断料支給制度要綱

### 1. 目的

この制度は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号、以下「法」という）に規定する身体障害者手帳交付（再交付を含む、以下「手帳交付」という）の申請に要した費用を支給することにより、手帳交付の円滑な推進を図り、もって、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2. 支給対象者

本制度の対象者は、現に豊中市に居住する者であって、手帳交付の申請のために法に基づく指定医師の診断を必要とする者のうち、市町村民税非課税世帯に属する者とする。ただし、生活保護法に基づく被保護世帯に属する者を除く。

### 3. 支給方法

- 1) 診断料は、申込に基づいて支給するものとする。
- 2) 市長は、この制度の診断料を受けようとする者から、次にあげる書類の提出を求めるものとする。
  - ア. 豊中市身体障害者手帳診断書料支給申込書
  - イ. 身体障害者手帳交付申請書
  - ウ. 医療機関の領収書
  - エ. 世帯全員の市町村民税非課税証明書
- 3) 前号の書類を受理した市長は、内容を審査し医療機関の領収書に基づき、申込者に診断料相当額（診断料に係る消費税を含む）を支給するものとする。

#### 附則

1. この要綱は、平成元年 10 月 1 日から実施する。
2. この要綱は、この要綱の実施前における大阪府身体障害者手帳無料診断制度要綱に基づく当該制度の適用者についても適用するものとする。

#### 附則

この要綱は平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

#### 附則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

#### 附則

この要綱は平成 14 年 4 月 1 日から実施する。